

## 川崎市まちづくり局営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領

### (目的)

第1条 本要領は、入札参加者が入札時積算数量書を活用することにより、積算の効率化を図ることや工事請負契約締結後において、積算数量に疑義がある場合に受発注者間の協議を行い、必要に応じ数量変更を行うことで、適正な請負代金額となり、その結果、契約の適正化や営繕工事の品質確保に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は、次に掲げるものによる。

#### (1) 入札時積算数量書活用方式

入札時において、発注者の積算による入札時積算数量書を示し、入札参加者が記載された積算数量を活用して入札に参加し、また、工事請負契約の締結後にその積算数量に疑義が生じた場合、入札時積算数量書を基に、受発注者間で協議を行う方式

#### (2) 数量基準

川崎市まちづくり局建築工事等積算情報（以下「積算情報」をいう。）による。

#### (3) 積算数量

工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。

#### (4) 入札時積算数量書

発注者が積算数量として、数量基準に基づき作成した、金抜き工事内訳書及び同別紙明細による内訳の名称、数量及び単位を示す書面をいう。

### (対象工事)

第3条 競争入札に付するまちづくり局発注の営繕工事のうち、指定する工事に適用する。

### (対象工事である旨の明示等)

第4条 本方式の対象工事の発注に当たっては、別紙1に基づき対象工事である旨を明示するものとする。

2 前項の記載は、別記1の記載例によるものとする。

(入札時積算数量書活用方式の実施手続)

第5条 本方式の実施手続は、次に掲げるものによる。

(1) 入札時積算数量書の取扱い

- ア 入札時において、入札時積算数量書に記載された積算数量は参考数量とする。なお、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書(入札時に提出するもの)の作成や工事の施工を義務付けるものではない。
- イ 工事請負契約後、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は入札時積算数量書に基づき行う。
- ウ 入札時積算数量書は設計図書ではないため、入札時積算数量書にある積算数量どおりの施工(履行)を求めるための「契約数量」にならず、入札時積算数量書に基づく積算数量の施工確認・検査は行わない。
- エ 入札参加者に入札時積算数量書の活用を義務づけるものではないため、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いて積算したとしても、その入札を無効としない。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

- ア 入札参加者は、入札手続き中に入札時積算数量書に疑義が生じた場合には、質問することができる。
- イ 発注者は、質問受付後、必要に応じ積算数量を訂正し、訂正後の数量を公開する。なお、訂正後の積算数量についても参考数量とする。
- ウ 工事請負契約締結後、受注者は入札時の質問の有無にかかわらず、入札時積算数量書に基づく積算数量に疑義が生じた場合には、協議を求めることができるものとする。

(3) 受注者による数量内訳書の提出

受注者は契約後7日以内に、入札時積算数量書に基づく内訳に相当するものの数量、単位を表示した数量内訳書を監督員に提出しなければならない。なお、提出がない場合は、入札時積算数量書と数量内訳書における数量及び単位は同一であるものとする。

なお、提出された数量内訳書は、(4)イに規定する場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 積算数量に関する協議

- ア 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- イ 受注者からの請求による協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する数量内訳書の当該数量及び単位が同一であると確認できた場合にのみ行うことができる。協議を求める場合は、疑義を生じるに至る根拠資料を併せて提出するものとする。なお、発注者からの協議は受注者による数量内訳書

の提出によらず、協議ができるものとする。

- ウ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行う。ただし、細目別内訳において数量を一式としている項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- エ ウの協議の結果、設計図書及び数量基準に基づき、記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、変更後の積算数量を受注者に提示し、川崎市請負工事契約約款第 19 条及び第 20 条に基づく指示・協議書を取り交わした上で、変更契約を行う。なお、変更後の積算数量は入札時積算数量書でなくなるものとし、その後、疑義が生じた場合は、協議対象とならないものとする。

#### 附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別記1) 記載例

1 対象工事

本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書（金抜き工事内訳書及び別紙明細）を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

実施にあたっては、「川崎市まちづくり局営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」によるものとする。試行要領は、川崎市ホームページで確認のこと。